

「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分について」理事会決議(自主規制会議決議)の一部改正について

平成 18 年 1 月 17 日
日 本 証 券 業 協 会

．改正の趣旨

本協会では、昨年 2 月にエクイティ市場委員会の下部に設置した「新規公開株の顧客への配分のあり方等に関するワーキング・グループ」において、新規公開株のブックビルディングを通じた配分先の決定及び価格のあり方等について精力的に検討を行い、ワーキング・グループでの検討の結果を報告書（「新規公開株の配分のあり方及び価格決定等について」）として取りまとめたところである。

同報告書では、今後の対応として、本協会の理事会決議に新規公開株の配分において抽選制度を導入すること、各協会員の配分に関する基本方針はできる限り具体的に投資家に分かりやすく記載すること等を義務付けること等が提言されたところであるが、これを実現するために「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分について」理事会決議（自主規制会議決議）について、所要の改正を行うこととする。

．改正の骨子

協会員は、新規公開に際して行う株券の個人顧客への配分に当たっては、原則として、自社が個人顧客に配分を行う予定数量の 10 % 以上について抽選により配分先を決定するものとする。

（決議 2．新設）

協会員は、新規公開に際して行う株券の個人顧客への配分を抽選以外の方法により行うに当たっては、特定の顧客への過度な集中配分及び不公正な配分を行ってはならないものとし、抽選以外の方法による個人顧客への配分について、抽選による配分の一顧客当たりの平均数量と比較しその格差が過大とならないよう、また、同一の顧客に対する反復継続した配分とならないよう留意しなければならない。

（決議 3．新設）

配分の基本方針に記載すべき内容を規定する。

（決議 4．(2) 新設）

社内規則に規定すべき事項として、抽選の取扱い並びに集中配分及び不公正な配分の未然防止のための方策等を追加する。

（決議 5．(2) 新設）

社内規則の概要に関する規定を削ることとする。

（決議旧 3．(3) 及び (4)）

(注)これまで社内規則の概要としてきたものは、配分の基本方針に盛り込むこととする。

抽選に付した数量についての記録は5年間保存するものとする。

(決議7.)

協会員は、新規公開に際して行う株券の個人顧客への配分状況を一か月毎に取りまとめ、分析の上、所定の様式により、払込期日の属する月の翌々月に本協会へ報告するものとする。

(決議8.(2)新設)

その他所要の整備を図る。

・ 施行の時期

- ・ 平成18年7月1日から施行し、同日以後公募増資等に係る取締役会決議が行われた発行会社の株券等の配分から適用する。
- ・ この改正に伴い、基本方針又は社内規則を改正する協会員は、この改正の施行日までに当該基本方針又は当該社内規則を本協会に届け出なければならない。

以 上

「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分について」理事会決議（自主規制会議決議）の一部改正について

平成18年1月17日
（下線部分変更）

新	旧
（ 現行どおり ）	この理事会決議は、協会員による株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、優先出資証券（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項第5号の2に掲げる有価証券をいう。）及び不動産投資信託証券（証券取引法第2条第1項第7号に掲げる投資信託の受益証券又は同項第7号の2に掲げる投資証券であって、投資者の資金を主として不動産関連資産に対する投資として運用することを目的とするものをいう。）（以下「株券等」という。）の募集若しくは売出しの引受け、募集若しくは売出しの取扱い又は売出し（以下「募集等の引受け等」という。）を行うに当たって、株券等を広い範囲の投資者へ円滑に消化することを図りつつ、顧客への公平な配分を実現することを目的とする。
1．公平な配分 （ 現行どおり ）	1．公平な配分 協会員は、募集等の引受け等を行うに当たっては、株券等を不特定多数の投資者に広く消化することに努めつつ、公平を旨とする配分を行うこととする。
2．新規公開の際の一部抽選 協会員は、新規公開に際して行う株券の個人顧客への配分に当たっては、原則として、当該協会員における個人顧客への配分予定数量の10%以上について抽選により配分先を決定するものとする。ただし、次に掲げる場合には抽選の割合を引き下げる又は抽選による配分を採用しない若しくは中止することができるものとする。 — <u>ブックビルディングの需要が積み上がらない場合</u> — <u>個人顧客の配分の申込み数量が当該協会員における個人顧客への配分予定数量に満たない場合</u> — <u>抽選の申込み数量が当該協会員における抽選数量に満たない場合</u> — <u>抽選を行う数量が5単位に満たない場合</u> — <u>営業形態においてホールセール業務に特化している場合</u> — <u>その他合理的な理由がある場合</u>	（ 新 設 ）
3．集中配分及び不公正配分の禁止	（ 新 設 ）

新	旧
<u>協会員は、新規公開に際して行う株券の個人顧客への配分を抽選以外の方法により行うに当たっては、特定の顧客への過度な集中配分及び不公正な配分を行ってはならないものとし、抽選以外の方法による個人顧客への配分について、抽選による配分の一顧客当たりの平均数量と比較しその格差が過大とならないよう、また、同一の顧客に対する反復継続した配分とならないよう留意しなければならない。</u> 4．配分の基本方針の策定及び公表 (1) 協会員は、募集等の引受け等を行うに当たっては、あらかじめ、株券等を投資者に配分する際の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定するものとする。 (2) 基本方針には、次に掲げる事項について、できるだけ具体的かつ投資者にとって分かりやすく記載するものとする。 — <u>抽選の割合及び抽選の取扱い</u> — <u>抽選の割合を引き下げる又は抽選による配分を採用しない若しくは中止することがある場合は、その旨</u> — <u>抽選以外の方法による配分の取扱い</u> — <u>過度な集中配分及び不公正な配分の未然防止のための方策</u> — <u>ブックビルディング方式を採用した場合の配分との関係</u> — <u>その他協会員が投資者の投資判断に資すると判断する事項</u> (3) 協会員は、基本方針を本協会へ届け出るとともに、<u>店頭における掲示又は当該協会員のホームページにおける表示等、適切な方法により、その内容を投資者へ周知するものとする。</u> (4) (現行どおり) 5．社内規則の制定 (1) 協会員は、募集等の引受け等を行った株券等の配分に関する社内規則（以下「社内規則」という。）を作成し、これを遵守するものとする。 (2) 社内規則には、次に掲げる事項について、できるだけ詳細かつ具体的に規定するものとする。 — <u>配分に関する基本方針</u> — <u>抽選の割合及び抽選の取扱い</u> — <u>抽選の割合を引き下げる又は抽選に</u>	2．配分の基本方針の策定及び公表 (1) 協会員は、募集等の引受け等を行うに当たっては、あらかじめ、株券等を投資者に配分する際の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定するものとする。 (新 設) (2) 協会員は、基本方針を本協会へ届け出るとともに、<u>アニュアルレポートへ記載する等、適切な方法により、その内容を投資者へ周知するものとする。</u> (3) 本協会は、協会員から届出を受けた基本方針を取りまとめ、公表する。 3．社内規則の制定及びその概要の公表 (1) 協会員は、募集等の引受け等を行った株券等の配分に関して、次に掲げる事項について規定した社内規則（以下「社内規則」という。）を作成し遵守するものとする。 (新 設) 配分に関する基本方針 (新 設) (新 設)

新	旧
<u>よる配分を採用しない若しくは中止することがある場合は、その旨</u> — <u>配分禁止顧客等</u> — <u>抽選以外の方法による配分の取扱い</u> — <u>過度な集中配分及び不公正な配分の未然防止のための方策</u> — <u>法令等の遵守</u> — <u>ホットイシュー銘柄に係る配分の取扱い</u> — <u>環境悪化時における配分の取扱い</u> — <u>ブックビルディング方式を採用した場合の配分との関係</u> — <u>その他の方法を採用した場合の配分との関係</u> — <u>社内検査手続き</u> — <u>その他協会員が必要と判断する事項</u>	— <u>配分禁止顧客等及び過度な集中配分の禁止</u> (新 設) (新 設) — <u>法令等の遵守</u> — <u>ホットイシュー銘柄に係る配分の取扱い</u> (新 設) — <u>ブックビルディング方式を採用した場合の配分の取扱い</u> — <u>その他の方法を採用した場合の配分の取扱い</u> — <u>社内検査手続き</u> (新 設)
(3) 協会員は、社内規則を本協会へ届け出るものとする。 (削 る)	(2) 協会員は、社内規則及びその概要を本協会へ届け出るものとする。
(削 る)	(3) 協会員は、作成した社内規則の概要をアンニ ュアルレポートへ記載する等、適切な方法により、内容を投資者へ周知するものとする。
	(4) 本協会は、協会員から届出を受けた社内規則の概要を取りまとめ、公表する。
6．社内管理体制の充実 (現行どおり)	4．社内管理体制の充実 協会員は、募集等の引受け等を行った株券等の配分が自社の社内規則に基づき適正に行われたか否かについて、内部管理統括責任者の責任において定期的に検査を行うものとする。
7．記録の保存等 (1) 協会員は、外部の監査・検査等が適切に行われるよう次に掲げる記録を5年間保存するものとする。 — <u>個別銘柄の配分に関する記録</u> — <u>抽選に付した数量に関する記録（抽選の割合を引き下げた又は抽選による配分を採用しなかった若しくは中止した場合は、当該理由を含む。）</u> — <u>上記6．の検査結果に関する記録</u> (2) (現行どおり)	5．記録の保存等 (1) 協会員は、外部の監査・検査等が適切に行われるよう<u>個別銘柄の配分に関する記録及び上記4．の検査結果</u>を5年間保存するものとする。 (2) 協会員は、上記(1)の記録について、本協会が行う提出請求又は監査に応じるものとする。
8．配分状況の公表 (1) 会員は、自社が引受けた株券等の配分	6．配分状況の公表 (1) 会員は、自社が引受けた株券等の配分状況

新	旧
状況を四半期毎に取りまとめ、分析の上、所定の様式により、本協会へ報告するものとする。 (2) 協会員は、新規公開に際して行う株券の個人顧客への配分状況を一か月毎に取りまとめ、分析の上、所定の様式により、払込期日の属する月の翌々月に本協会へ報告するものとする。 (3) 本協会は上記 (1) 及び (2) により報告を受けた配分状況を、定期的に公表する。 付 則 1 . この改正は、平成 18 年 7 月 1 日から施行し、同日以後公募増資等に係る取締役会決議が行われた発行会社の株券等の配分から適用する。 2 . この改正に伴い、基本方針又は社内規則を改正する協会員は、この改正の施行日までに当該基本方針又は当該社内規則を本協会に届け出なければならない。	を四半期毎に取りまとめ、分析の上、所定の様式に基づき本協会へ報告するものとする。 (新 設) (2) 本協会は会員から報告を受けた配分の状況を、定期的に公表する。